

## 行政処分の公表

弊社は、東北運輸局から下記の行政処分を受けました。この度の処分を厳粛に受け止め、今後関係法令の遵守および万全の安全対策を執り、全社一丸となって再発防止に努めてまいります所存です。

### 記

1. 行政処分の交付年月日 平成30年2月2日
2. 対象営業所 山形南営業所
3. 行政処分の内容
  - ①事業の停止処分 平成30年2月2日から平成30年2月8日まで（7日間）
  - ②事業用自動車の使用停止処分  
平成30年2月9日から平成30年2月25日まで  
(6両×17日間停止)  
平成30年2月9日から平成30年2月26日まで  
(1両×18日間停止)
  - ③文書警告
4. 違反の内容
  - ①事業の停止処分
    - (1)「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令」に該当しない者に対し、乗務の下命・容認を行っていた。(道路運送法第25条)
  - ②事業用自動車の使用停止処分
    - (1)「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令」に該当しない者に事業用自動車の運転を行わせていた。(道路運送法第25条)
    - (2)輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省で定める事項を遵守していなかった。(道路運送法第27条第3項)
      - ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
      - ・運行管理者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
      - ・自動車事故報告書の提出を行っていなかった。  
(道路運送法第29条)

③文書警告

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省で定める事項を遵守していなかった。(道路運送法第27条第3項)

・運行管理補助者の選任の届出を行っていなかった。

(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)

5. 当該処分にに基づき講じた措置

(1) バス運転資格認定基準を見直し大型二種免許取得者であることを条件とします。

(2) 認定に際し上申する稟議書に大型二種免許取得者であることを証明するコピーを添付します。

(3) 法令を中心とした勉強会の実施を運転者に対して行います。一般的な指導及び監督のマニュアルに沿って年2回以上実施します。

(4) 運行管理者並びに経営者は外部より講師を招き逐次勉強会を実施します。

(5) 経営者は営業所の巡回回数を増やし点呼体制の確認と乗務員とのコミュニケーションをとります。

平成30年3月1日

山交ハイヤー株式会社  
代表取締役社長 秋場正彦